

理事・監事全員それぞれ1枚ずつ必要です。コピーを提出し、原本は団体で保管します。



監事の場合は「監事」と書き換える。

就任承諾及び誓約書

住所又は居所は、住民票のとおりに記載してください(ワブ可)。

住所又は居所 福岡市博多区△△2丁目△△番△号
△△ハイツ 201号
(ふりがな) ハカタ ジロウ
氏 名 博多 二郎
※住民基本台帳ネットワークの本人確認情報の利用に同意し、住所又は居所を証する書面を省略する場合は生年月日を記載
生年月日(和暦) 昭和50年 4月 10日生

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

※備考欄は記載を省略しても構いません。

住民票の添付省略を希望する場合は、生年月日を記入する。

(備考)

「住所又は居所」の欄には、福岡市特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面(住民票等)によって証された住所又は居所を記載する。

特定非営利活動促進法第20条の要件	
一	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
二	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
三	以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合 ・ 刑法第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の2(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)、第247条(背任)の罪を犯した場合 ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
四	暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
五	設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
六	精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者(特定非営利活動促進法施行規則第2条の2)

特定非営利活動促進法第21条の要件	
役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。	
注 具体的には、理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者又は3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができる。	